

町クリーンセンターへの ごみの持ち込みについて



▲町クリーンセンター
ホームページ

引っ越しや大掃除などで出た家庭ごみや、商店・事業所から出たごみの一部は、クリーンセンターに直接持ち込むことができます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※ご自身でごみの持ち込みができない場合は、お問い合わせください。

受付日時：月～金曜日 9時～16時30分（年末年始休）

※祝日が平日にあたる場合は受付可。

※ごみ収集カレンダーの収集予定日となっている7月17日(土)、12月4日(土)、令和4年1月22日(土)は受付可。

利用者：町内在住で、ご本人がクリーンセンターにごみの持ち込みをできる方

持ち物：本人確認書類（運転免許証等住所記載のもの）

※受付の際に、ごみの発生場所および住所を確認します。

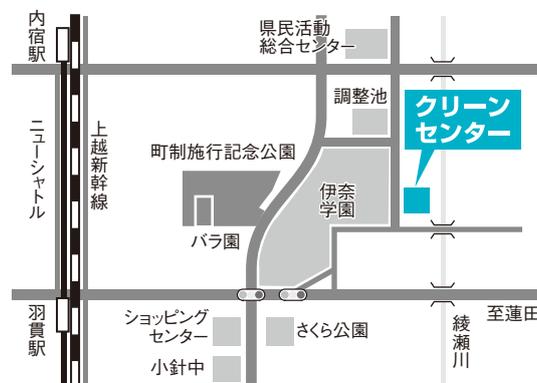
手数料：家庭ごみ40円/10kg、事業ごみ（一般廃棄物）230円/10kg、粗大ごみ500円/1m³

所在地：小針内宿2005番地

注意事項

- ごみは、必ず分別してからお持ちください。分別されていない物および処理できない物は搬入できません。
- 搬入する際は、職員の指示に従ってください。また、ごみはご自身で降ろしてください。
- 祝日・連休前後・年末年始は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 収集可能なごみは分別し、できる限りごみ収集日のごみ出しにご協力をお願いします。

案内図



☎ クリーンセンター ☎ 728-5321

クリーンセンターの現場では…

クリーンセンターでは、プラスチックごみ等を手作業で分別しています。

ごみを捨てる前の分別の徹底が、感染症やその後の大きな事故を防ぎ、その積み重ねが町のごみ処理量と経費の削減につながります。

あなたの手で、クリーンで住みよいまちをつくりましょう。

手作業でプラスチックを分別する様子▶



清のひとこと——大島清 減らしたい「ごみ」



私たちの生活のなかで、当然のごみは毎日必ず出ます。そのため、それをあまり気にせず暮らしている方も多いかと思います。そして、結果的に余ったものや、不要となったものが、ごみとして毎日居住地区のごみ集積所に出されています。

わが町では、一年間に出されるごみの総量は約13,860トンにもなります。この数字を、伊奈町の人口一人当たりにおける一日のごみ排出量に換算してみると、約844グラムになります。

わが家のごみ出し担当である私も、毎日ごみをしっかりと分別し、ごみ集積所に出しています。もちろん、ごみを出す前にペットボトルやビンは水洗いしてから出すようにしています。きれいに洗浄することでリサイクルが可能となり、また、中には買い取ってくれるケースもあり、町としても大変助かります。

ごみの分別を徹底することで、ごみはまさに「資源」となりますので、町民の皆様のご協力

をお願いいたします。

さて、町内には1,200か所以上のごみ集積所があります。コロナ禍においても、ごみ収集作業員の方々には毎日ごみを収集していただき、ありがたい限りです。ある時には、地区のごみ集積所に、町民の方々からの感謝のお手紙が貼ってあったことがありました。これには、ごみ収集作業員の方々からも「とても嬉しく励みになります。」とご連絡をいただき、町民の心が一つになったようで感激しました。

ごみは出ないに越したことはありませんが、そういう訳にはいきません。減らすように心がけることが大切です。平成元年に建設された現在のクリーンセンターも30年以上が経過し、直しながら使用していますが、新しいクリーンセンターが完成するまで頑張ってもらわなければなりません。大事に使ってまいります。今一度、町民の皆様お一人おひとりが、ごみの減量化に取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年度伊奈町内中小企業者 「新しい生活様式対応補助金」



新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新しい生活様式に取り組む企業を支援するために補助金を交付します。

補助対象▶感染症予防のために購入した備品および消耗品

備品：空気清浄機、アクリル板、換気扇など

消耗品：マスク、消毒液、フェイスシールドなど

※消耗品のみ購入は補助対象外です。

※空気清浄機や換気扇は、一定の基準を満たす必要があります。

対象 町内の事業所または店舗で事業を営む中小・小規模事業者で、令和3年4月1日～10月29日に関連商品を購入し、申請した事業者

※飲食店に限らず、小売店や事務所等も対象です。

補助金額▶1事業者あたり上限20万円（補助率10/10）

※消耗品の交付限度額は5万円です。

受付期間▶7月9日(金)～10月29日(金)（予算額に達した場合、早期終了となります）

申請方法▶伊奈町商工会ホームページから必要書類をダウンロードし、商工会にご持参ください。

伊奈町商工会 ☎722-3751

伊奈町「新しい生活様式」 安心宣言飲食店^{プラス}認証制度

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなかで、町内の飲食店を対象に、伊奈町「新しい生活様式」安心宣言の順守状況、適切な感染症対策を講じていることを認証する伊奈町「新しい生活様式」安心宣言飲食店^{プラス}認証制度を実施します。

認証された店舗には、認証ステッカーを交付します。交付にあたっては、実店舗を訪問し、チェックリストによる確認を行います。チェックリストの要件を満たすことができない飲食店に対しては、必要な要件の内容を助言するとともに、備品購入の補助等を実施します。

なお、認証制度の概要および認証店は町観光協会ホームページ等で公表し

ます。

伊奈町観光協会

☎724-1055

